

# 第 1 問 答案用紙 < 1 > (租 税 法)

## 問題 1

### 問 1

Bの役員給与は1億2千万円であるから法人税法上相当とされる金額の1億円を超える部分は損金の額に算入しない(法人税法34条2項)。Bは代表取締役社長の肩書きを有する他、営業部長の肩書きも有しているが、同条5項の規定により、使用人兼務役員となることはできず、Bに支払った職務の対価の総額が役員給与とみなされる。

### 問 2

益金には無償による資産の譲渡も含まれ(法人税法22条2項)、低額による譲渡も含まれるものと解されるから、甲の譲渡価額は時価の2,000万円として、同額が益金算入される。一方、役員給与には経済的な利益を含むから(同法34条4項)、時価と譲渡対価の差額1,500万円が役員給与とされ、同条1項に規定するいずれの給与にも該当せず損金不算入とされる。

### 問 3

A社の役員であるBに対する甲の譲渡対価の額(500万円)は、譲渡時における価額に比して著しく低いと考えられるため、譲渡時の時価2,000万円を課税資産の譲渡等の対価の額とみなして取り扱うべきである(消費税法28条1項)。

### 問 4

甲は趣味娯楽用の資産であることから「生活に通常必要でない資産」につき、盗難により、受けた損失の金額に該当するため、Bのその損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす(所得税法62条1項)。

# 第 1 問 答案用紙 < 2 >

## （ 租 税 法 ）

### 問題 2

番号	× 欄	記述欄
		出向先 Y 社が負担する出向料はいずれも B に対する給与としての性質を有するため、消費税法上給与として非課税仕入扱いとなる（消費税法 2 条十二号）。
	×	事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は、損金の額に算入しない（法人税法 34 条 3 項）。したがって C に対する給与 720 万円は全額損金不算入である。
	×	X 社の持分割合は平成 20 事業年度より 90% であることから関係法人株式等（法人税法 23 条 6 項）に該当し、配当等の額から負債の利子に相当する金額を控除した額が益金不算入となる（同条 1 項及び 4 項）。
		控除対象外国法人税の額につき外国税額控除の規定の適用を受ける場合には、当該控除対象外国法人税の額は、損金の額に算入しない（法人税法 41 条）。よって控除限度超過額 200 万円も損金不算入である。

## 第2問 答案用紙&lt;1&gt;

## (租税法)

## 問題1

(解答に当たっての注意事項)(下記指示によらなければ、配点がないので注意すること)

- (1) 各行ごとに、加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入しなさい。  
 (2) 加算及び減算すべき金額が共に生じない場合は、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を明記しなさい。  
 (3) 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入すること。また、記入する金額には、3桁ごとにカンマ(,)を打つこと。

(単位：円)

当期純利益の額	1,230,000,000	
	加算すべき金額	減算すべき金額
(関係会社など)		
T社(土地)について	29,400,000	
T社(寄付金)について	100,000,000	
(受取利息・配当金など)		
受取配当等の益金不算入額(国内分)		
完全子法人株式等		5,000,000
関係法人株式等及びその他の株式		975,000
外国子会社配当等の益金不算入額		7,600,000
外国源泉税	400,000	
住民税利子割	25,000	
源泉所得税	1,267,500	
(租税公課関係)		
(注1)について		102,000,000
(注2)について	300,000,000	
(注3)について	566,000,000	
(注4)について		15,000,000
(注5)について	220,000	
(交際費関係)		
交際費等の損金不算入	487,000	
その他の調整額		370,000

## 第2問 答案用紙&lt;2&gt;

## (租税法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産の償却費など)		
建物について	2,926,500	
機械装置について		1,876,750
器具備品1について		29,999
器具備品2について		70,000
(繰延資産の償却費など)		
(1)について	0	
(2)について	150,000	
(3)について	1,462,500	
(法人税額の計算)		
課税所得金額		2,099,416,000
法人税額		629,824,800
所得税額及び外国税額控除額		1,267,500
中間申告分の法人税額		250,000,000
納付すべき法人税額		378,557,300

## 第2問 答案用紙&lt;3&gt;

## (租税法)

## 問題2

(1) 所得金額の計算		(単位：円)
配当所得		300,000
不動産所得		290,000
給与所得		6,963,000
一時所得	300,000	$\times 1/2$ 150,000
雑所得		60,000
合計( )		7,763,000
(2) 所得控除額の計算		
医療費控除		130,000
社会保険料控除		660,000
生命保険料控除		90,000
寄付金控除		18,000
配偶者控除(又は配偶者特別控除)		380,000
扶養控除		630,000
基礎控除		380,000
合計( )		2,288,000
課税所得金額( - )		5,475,000
(3) 所得金額の計算		
課税所得金額に対する税額 (所得税法89条1項参照)		667,500
配当控除 (所得税法92条1項参照)		30,000
源泉所得税額 (所得税法120条1項5号参照)		578,000
納付税額		59,500

## 第 2 問 答案用紙 < 4 >

### ( 租 税 法 )

#### 問題 3

問 1 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額 (単位：円)

(1) 課税標準額	900,920,000
(2) 課税標準額に対する消費税額	36,036,800

問 2 課税売上割合(端数処理を行わず分数で解答)

	938,499,000
	1,070,083,320

問 3 控除対象仕入税額

(1) 商品仕入値引高控除後の課税仕入れに係る消費税額	21,719,444
(1)の内, 課税資産の譲渡等にのみ要するもの	21,207,440
(1)の内, その他の資産の譲渡等にのみ要するもの	2,320
(1)の内, 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	509,684
(2) 控除対象仕入税額(個別対応方式)	21,654,449

問 4 納付すべき消費税額

(1) 返還等対価に係る税額	31,572
(2) 貸倒れに係る税額	75,184
(3) 納付すべき消費税額	7,691,500